八　普通免許（府令第二十四条第四項第四号に規定するＡＴ普通免許（以下「ＡＴ普通免許」という。）を除く。）に係る応用走行　別表第二第一号、第二号及び第四号から第九号までに掲げる事項

九～十三　［略］

十四　中型第二種免許（府令第二十四条第四項第五号に規定するＡＴ中型第二種免許（以下「ＡＴ中型第二種免許」という。）を除く。この号において同じ。）及び普通第二種免許（同項第六号に規定するＡＴ普通第二種免許（以下「ＡＴ普通第二種免許」という。）を除く。）に係る応用走行　別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）、第四号（中型第二種免許に係る教習にあっては、転回を除く。）及び第五号から第九号までに掲げる事項

十五　［略］

2　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる技能教習は、当該各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項について行う教習とする。

一　現に中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）、中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）又は普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）を受けている者及び現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受け、かつ、ＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する大型免許（ＡＴ大型免許を除く。）に係る応用走行　別表第一第四号、第五号及び第十号に掲げる事項

二　現にＡＴ中型免許、ＡＴ準中型免許、ＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者（現にＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者にあっては、現に中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する大型免許（ＡＴ大型免許を除く。）に係る応用走行　別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）、第四号、第五号及び第十号に掲げる事項

三　現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者（現に中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する大型免許（ＡＴ大型免許を除く。）に係る応用走行　別表第一第四号から第十号までに掲げる事項

四　現にＡＴ中型免許、ＡＴ準中型免許、ＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者に対するＡＴ大型免許に係る応用走行　別表第一第四号、第五号及び第十号に掲げる事項

五～二十二　［略］

［3・4　略］

（教習方法の基準の細目）

第三条　［1～5　略］

6　府令第三十三条第五項第一号ヲ（府令第三十四条の三第一項第二号において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める教習は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

［号を削る。］

九　普通免許（府令第二十四条第四項第三号に規定するＡＴ普通免許（以下「ＡＴ普通免許」という。）を除く。）に係る応用走行　別表第二第一号、第二号及び第四号から第九号までに掲げる事項

十～十四　［同上］

［一号ずつ繰り上げる。］

十五　中型第二種免許（府令第二十四条第四項第四号に規定するＡＴ中型第二種免許（以下「ＡＴ中型第二種免許」という。）を除く。この号において同じ。）及び普通第二種免許（同項第五号に規定するＡＴ普通第二種免許（以下「ＡＴ普通第二種免許」という。）を除く。）に係る応用走行　別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）、第四号（中型第二種免許に係る教習にあっては、転回を除く。）及び第五号から第九号までに掲げる事項

十六　［同上］

2　［同上］

一　現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する大型免許に係る応用走行　別表第一第四号、第五号及び第十号に掲げる事項

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

二～十九　［同上］

［三号ずつ繰り下げる。］

［3・4　同上］

（教習方法の基準の細目）

第三条　［1～5　同上］

6　［同上］

一　大型免許に係る応用走行（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）　別表第一第九号に掲げる事項に係る教習